

# 琉球大学学術リポジトリ

## 復帰準備2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399</a>

米大使館との連絡調整

0414

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長  
安全保障課長  
スミ

極秘  
無期限  
並5部の  
4号

沖縄返還(シュミッツとの協議)  
昭和46.9.3  
アメリカ局北米第一課

近く上院対策事務援助のため一時帰国する在京  
米大使館シュミッツ書記官との8月26日及び9  
月3日の協議より概要総合すれば次のとおり。

(9月3日のみ) (8月26日のみ)  
(当方米北一長、米保長、条長ほか担当官、  
先方キリオン書記官出席)

なお、対国会、上院説明に関する8月31  
日の協議については別途記録。

1. 地位協定適用関係

(1) 防衛施設庁現地職員増員問題

(8月26日)

シュミッツより、増員するにしても同庁の  
独立事務所開設は、上院審議が山を越し、か  
つ、施設提供についてのfield operation 段階に入  
つてからにしてほしく、当座は従来どおり対  
策庁沖縄事務局の下部機構とされたい旨要望。

(9月3日)

シュミッツより、本国はたとえ対策庁の下  
部機構としても人数が多すぎ目立ち、上院審

議に差支えるので、大巾延期かまたは人数  
を半減してほしいとの意向なる旨発言。当方  
より、上記は施設提供事務上人員、派遣時期  
とも不可欠であり、米本国の意向は米軍自身  
に不利益をもたらすものであり、かつ、同庁  
も目立たぬよう心がけている。本派遣計画は  
まだ山中総務長官の同意をえていないことで  
もあり、若干の修正は加え<sup>得</sup>ても、米本国の意  
向は受入れ難いと反論、先方より、可能な限  
り直してもらつた方が有難いと述べた。(後  
日再連絡し合ふこととした。)

(2) 施設・区域・旧軍用地等

(a) 那覇空港

当方より、区域画定協議の早急開始を表  
明(8月26日)、先方より、P-3撤去に関  
する米側方針をまたれたく、約10日ほど  
かかるかと述べた(9月3日)。

(b) 那覇軍港

先方より、施設の提供と港長業務の対日  
移管(場合によつては復帰前に琉政への移

管も検討中)との相関関係上一括してSTG  
の項で協議したしと述べ、当方より、後者  
は性質上是非外交ルートを経由してほしい  
旨要望(9月3日)。

(イ) アメリカン・リージョン、VFWクラブ

当方の質問にこたえ、米側で地位協定要  
員専用とすべく検討中と発言。当方より、  
これは問題あるべしと指摘(この関連で先  
方は、那覇サービス・センターの切換えにつ  
いても検討中とのべた。)(9月3日)。

(ロ) 旧軍用地

(A) VOA用地

先方より、地主との新契約交渉開始に  
のぞみ、施設・区域用地関係条件との均  
衡及び新契約根拠法規の復帰後の扱い  
かんと問題ありと発言(8月26日)。当  
方より、前者については、防衛施設庁現  
地職員との協議を要望、先方了承(9月3日)。

(B) 3公社用地等

当方より、関係各省と調整後米側と現

地、東京にて協議したしと述べ、先方承  
承(9月3日)。

(3) 労務

当方より、(イ)4種労働者に関するクエスチ  
ョンへの回答を督促するとともに、(ロ) ~~米側~~  
<sup>(の取扱いは)</sup>  
VOA等の労務者につき各省調整後米側と協  
<sup>(関心を有する)</sup>  
議したしと述べ、先方了承、また(イ)近く労働  
省などより問題点を提出すべき旨予告(9  
月3日)。  
<sup>(至に労務の確保)</sup>

(4) SR71

米北一長より私見として、国会対策上な  
かQUOTABLEなものを米側よりほしいと述べ、  
先方は問題は分るとコメント(9月3日)。

(5) P-3

当方より、防衛施設庁作成の非公式質問書  
を手交(ただし、これは日本側の負担を約束  
せずと留保、先方了承)、先方より、P-3  
の移転検討は第7艦隊の任務再検討にもつな  
がるのでおこなっている旨を説明(8月26日)。

## 2 目前の諸問題

(1) 沖縄産品への対米輸入課徴金の免除  
当方より、米政府の態度確認方要望(8月26日)。

### (2) 円・ドル問題

当方より、復帰前の通貨切換え問題につき  
沖縄各方面で、米側が「困難なれども不可能  
でなく、日本政府のイニシアティブにかかると述  
べた旨宣伝しており、迷惑する旨注意(8月26日)、  
先方より、最近復帰協代表に対しランデ参事  
官より、「本問題については日米協議を要す」と述  
べた旨披露したので、当方より、重ねて  
かかる発言は厳に注意すべき旨指摘した(9  
月3日)。

### (3) 共産党議員の基地見学

当方の質問に対し先方は、ランバート高等  
弁務官が各軍司令官説得中と回答(8月26日)。

## 3 各種諸問題

### (1) 協定第4条2項の手続

当方より、少なくとも国会開始までには協  
議開始が必要なりと指摘、先方は検討中にて、

なんとか間に合わせたしと述べた(9月3日)。

### (2) ~~通関~~補償に関する条規クエスチオネア

当方より手交、先方検討を約した(9月3日)。

### (3) 海没地

先方質問にこたえ、当方現地にて施設庁藤  
岡と米側グリーンとの接触しかるべき旨発言(8  
月26日)、先方より上記を確認(9月3日)。

### (4) 在沖米企業

当方より、クエスチオネアの回答は事務量  
膨大なるも、近く各省調整段階に入るべき旨  
説明、先方これを多とした(9月3日)。

### (5) ガリオア大蔵省質問書

当方より、国会を控え一部口頭にても回答  
を促して回答督促(9月3日)。

### (6) 公文書引継ぎ

当方作成中の希望文書リスト完成次第在京  
米大使館と事務レベル協議をすることとなつ  
た(8月26日)。

### (7) 琉球財産管理官資金

当方より、協定交渉時の立場をかえずと述

（最終的にバランスという形に）  
べ、先方は検討中なるも、~~米側は米側として~~  
~~解決するに必要とする旨、先方より米側説明困難あり大抵同意し~~  
~~指摘（8月26日）。~~ ~~なによりも~~

(8) 琉球銀行定款  
~~本銀行の設立は琉球の銀行法に依りてなく命令に基づきあり~~  
先方より、米側保有株式売却との関連で復  
~~帰後の存続を問題として~~ ~~いっていると述べた~~（8月26日）。

(9) ESSOによる電力公社用原油値上げ  
先方より、民政府、ESSO間で交渉中なるも、  
おそらくESSO社の米政府への請求権として  
のこるべく、2年後位までその分の予算を一  
般資金に保持すべき旨述べた（8月26日）。

(10) バクナー記念碑  
当方より、買取交渉の現状を説明、先方こ  
れを多とした（9月3日）。

(11) 奄美（郵便貯金問題）  
当方より、返還協定交渉中に手交しおいた  
口上書案文に対する回答を督促したところ、  
シュミッツは、今般予時帰国の際、ためて国  
内の手続を prompt することとしたいが、立法  
府の同意をうる前に復帰が確定しているかの  
ごとき表現があり、上記は対談会の説明上問

題ありと思う。口上書の交換は批准後でど  
うかと述べた。よつて当方より、国内予算措置  
との関連もあり、郵政省は、口上書の早期交  
換を希望しおる旨指摘の上、~~口上書署名が無  
理であれば、現在の予~~ ~~米側~~  
~~米側は米側として~~ ~~国内的に説明する~~  
~~国会前に口上書交換を實施したい~~  
~~と米側の子銀を~~ ~~旨強く要望。~~

#### 4 上院関係

##### (1) 上院あて協定送付大統領書簡案

当方より、在米大使館報告に基づく問題点及び上記につきワシントンで対米話し合いの旨を説明(9月3日)。

##### (2) 上院審議日程

先方より、提出は9月上ないし中旬、審議開始は10月半ばまでと予想する旨説明(8月26日、9月3日)。

#### 5 国会における野党攻勢予想

当方より、

(1) 核隠し、安保変更のいわゆるマヤカシ論(核抜き<sup>の</sup>証明に問題あるも従来の線で防止の見通し。)

(2) 中国を<sup>めぐり</sup>はじめ新情勢による協定時代<sup>誤</sup>錯<sup>誤</sup>論(内政と絡む点が問題)。

(3) 施設・特殊部隊等に関するきわめて微細なる質問(各野党の調査ぶりは綿密)と説明(8月26日)。

同業家官口前と同業家官口前に  
協定書の対口会説明より  
同業家官口前と同業家官口前に  
協定書の対口会説明より  
同業家官口前と同業家官口前に  
協定書の対口会説明より

櫻楓

Handwritten signatures and stamps, including a circular seal and a rectangular stamp with Japanese characters.

Preamble:

The meaning of "on the basis of ...."

It is a historical fact that Prime Minister Sato and President Nixon agreed upon the return of Okinawa to Japan in 1969. <sup>その</sup> stated in the Joint Communique dated 1969.11.21. The Preamble here reaffirms this historical fact.

九月三日(土)

Article 1:

On the Senkaku Islands:

That the Senkaku Islands are the territory of Japan is an undisputable fact. It is for this reason that the administrative rights over these islands were accorded to the United States under Article 3 of the Treaty of Peace as they were over the other islands of Okinawa.

Inasmuch as it is now clearly stipulated that with the present Agreement the United States completes the return of the administrative rights over all the territories under Article 3 of the Treaty of Peace including the Senkaku Islands, there is no need for concern about <sup>Japan's</sup> the territorial right <sup>over</sup> of the Senkaku Islands.

(シニツツのコメント: 米側には「米領、領土権  
上の問題があるから、当事者間  
話し合いで解決する」とあるが、  
趣旨は述べた通りである)



Article II:

What are "its related arrangements"?

- (1) Exchange of Notes concerning the Implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security (1960.1.19)
- (2) Exchange of Notes concerning the Yoshida - Acheson Exchange of Notes and others (1960.1.19)
- (3) Exchange of Notes concerning the Mutual Defense Assistance Agreement (1960.1.19)
- (4) Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan (1960.1.19)

Article III:

What is the relation between Article III of the Agreement and the Memorandum of Understanding concerning facilities and areas in Okinawa? What is the legal status of the Memorandum?

1. Paragraph 1 of Article III of the Agreement means that the use of specific facilities and areas in Okinawa will be granted, as they are now in Japan, by agreements concluded by the two Governments through the Joint Committee provided for in the SOFA. Accordingly, facilities and areas the use of which is to be granted upon reversion will be legally determined only through agreements as to specific facilities and areas concluded upon reversion through the Joint Committee.

2. On the other hand, because of the concern of the people of Okinawa with the problem of which installations and sites presently utilized by the United States will be or will not be granted upon reversion, and, for the purpose of budgetary and other preparations it was found useful for the two Governments to hold discussions concerning the installations and sites. The Memorandum of Understanding represents the results of the said discussions. It is clear

from preambulatory paragraph of List A that the Memorandum does not prejudice legal competence of the Joint Committee to agree on facilities and areas, but rather contributes much to preparatory works for conclusion upon reversion of agreements as to specific facilities and areas in Okinawa through the Joint Committee.

Article IV:

The nature of the waiver of claims

Except for those claims to be dealt with and settled by the Government of the United States in accordance with paragraphs 2 and 3 of Article IV and the Exchange of Notes concerning the Settlement of the problems of the submerged lands, the Government of Japan waives the right to exercise diplomatic protection.

(註: 日本側の立場は、衆知の通りで、  
将来米国の裁判所が協定四条に  
に基づき請求訴訟を却下した  
場合は、右の如く、当方側が却下  
す請求の権利は、四条二の適用  
標準の範囲内では、ない。) )

Article IV and the Exchange of Notes concerning the reclaimed lands:

The legal character of the lands reclaimed by the United States in Okinawa or the reclaimed lands acquired by it.

Although the reclaimed lands referred to here are of such nature as to become ipso jure the property of the Government of Japan upon reversion, the Japanese Government is not in a position to dispose of them freely before reversion. On the other hand, disposition by the Government of the United States of such lands has to be basically permitted as a form in the exercise of its administrative rights. Such disposition, however, cannot be carried out at its own discretion against the will of Japan in view of the nature of such lands to become ipso jure the property of the Government of Japan upon reversion, which has now become imminent. It is for these reasons that the Government of the United States is obligated to consult with the Government of Japan for the disposition of the reclaimed lands for settling the claims concerned.

(注ニフフ: 概制の国心は何故理地ハ以テ適正対価  
ヲ要求スルノ目的ニ在リ。右ノ  
対価ハ、理地ハ以テ日本側ト同種旨、  
為シテ必要ハ説明ヲ行ハシムルニ在リ。)

Article V:

(1) Will retrial be permitted after reversion with respect to final judgments rendered by any court in Okinawa?

It is with a view to maintaining social order and insuring legal stability in Okinawa prior to reversion that Japan will continue in principle judicial acts <sup>done</sup> ~~instituted~~ prior to reversion. It would be, therefore, contrary to the above policy to take measures generally denying judicial acts <sup>done</sup> ~~instituted~~ in the courts in Okinawa prior to reversion. It should also be pointed out that judgments rendered by USCAR courts as well as by GRI courts are not considered generally unjust.

It is quite natural at the same time that ~~measures enabling retrial should be taken~~ with respect to such judicial acts as <sup>done</sup> ~~instituted~~ in error. ~~the question of specific measures for retrial in such cases is now under careful consideration.~~

(2) Proclamations and Ordinances should not be applied after reversion to offences committed prior to reversion. What is the policy of the Government of Japan on this question?

retrial should be permitted as in the procedural laws of Japan. provided for

The criminal laws now existing in Okinawa consist of the former Japanese laws in force in 1945, laws enacted by the GRI Legislature and Proclamations and Ordinances. Since all these three are interdependent, all of them including Proclamations and Ordinances should be made applicable to offences committed prior to reversion in order to maintain social order and legal stability in Okinawa. It is quite natural, however, that specific provisions in the criminal laws of Okinawa which are contrary to or incompatible with the Constitution as well as the basic concept of the criminal laws of Japan should not be made applicable after reversion. The question of how to treat specific provisions in the criminal laws of Okinawa from this point of view ~~is now under~~ <sup>will be</sup> carefully considered ~~from~~.

(3) What is the policy of the Government on amnesty in respect of the persons who have committed crimes under the criminal laws of Okinawa?

The Government is contemplating to take measures enabling to apply upon reversion the Amnesty Law of Japan to such persons, but the specific measures are yet to be carefully considered.

Article VII:

(1) Nature of the payment of 320 million dollars; was it a lump sum payment?

The amount of 320 million dollars was agreed upon as a result of negotiations in consideration primarily of the three items specified in Article VII of the Agreement. Although the Agreement does not give breakdowns, the said amount was agreed upon, as the figures of about 175 million dollars for the transfer of the U.S. assets, about 75 million dollars for the separation payments, and about 70 million dollars corresponding to the U.S. obligation to return Okinawa without nuclear weapons and for others were adjudged appropriate.

(2) Nature of the figure of about 70 million dollars corresponding to the U.S. obligation to return Okinawa without nuclear weapons and for others:

The provisions of Article VII clearly confirm the obligation of the United States Government to return Okinawa without nuclear weapons, namely the obligation that the United States Government is carrying out the return of Okinawa in a manner consistent with the policy of the

Government of Japan as specified in paragraph 8 of the Joint Communique. In the negotiations, a total amount of 320 million dollars including about 70 million dollars as corresponding in the main to the said obligation was agreed upon.

(シムニツ) : 米側との交渉極めをリポートに  
問題として、説明に力を入れた  
最終的に自分の義務を完了  
後関係者との協議のうえ  
決定した上、右決定の旨は  
日米側説明に要語の添付  
(注意) )

Article VIII:

Under Article VIII of the Agreement, the Government of Japan agrees to the tentative continuation of the activities of the VOA relay station on Okinawa for a period of five years. In any event, unless such measures as the conclusion of a new agreement are taken, it is at the maximum for a period of five years that the continuation may be permitted.

(未) 条約局長

条約局長

The Arrangement Concerning Assumption by Japan of the  
Responsibility for the Immediate Defense of Okinawa

The legal nature of the Arrangement:

Although the matters relating to the immediate  
defense of Okinawa after reversion are ~~of a technical nature~~<sup>of a</sup>  
be decided by the Government of Japan ~~alone~~<sup>alone</sup>, the  
Arrangement records the results of the discussions between  
the defense authorities of the two Governments concerning  
the technical coordination between them in connection with  
the Japanese program for the deployment of the Self Defense  
Forces in Okinawa after reversion.

(外務省)

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止）

第 条 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

（施行期日の政令への委任）

第 条 前条の規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

安全保障課長

安全保障課回覧

課長	1	2	3	第4
総務課				
地位協定課				
防衛施設課				
調査連絡課				
庶務課				

(外務省)

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（旅券法の一部改正）

第 条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号の）一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

(外務省)

旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)

(旅券法の特例に関する法律の廃止)

第 条 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)は、廃止する。

(旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第 条 旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

2 旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。



情報  
教書

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

第 362 号  
昭和 46 年 6 月 24 日

外務大臣殿

在準備委代表事務所  
高瀬代



(件名)  
貴大臣の講演記録送付

引用公・電信  
日付・番号

先般の貴大臣の御訪沖に際し、6月22日午後4時  
から当地同場ホールで行われた講演の記録(録音  
テープより当事務所が作成せるもの)を別添送付する。

~~本件講演テキスト~~ 本件講演テキストにフリエは各  
付録録音  付録複製(音)  付録複製(DP)  付録録便(費)  付録録便(郵)   
本信送付先:  
本信専送付先:  
省内写配布希望先:

- 首席事務官
- 総務
- 調査
- 外務
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



方面からの要望に持してあるので、至急内容御検討の上、これを印刷に付し、当事務所に10部空送願ひ  
~~本件講演テキスト~~  
たり。

なお、既報のとおり、本件講演は1000名を越えり聴衆に多大の感銘を与えた他、その要旨は翌日の琉球新報に掲載され(切抜を別添)、計経景氏の選揚定に対する理解を深めるのに極めて大なる効果があったと思料されるが、<sup>復帰時迄</sup>さらに周知徹底をほふるために本件講演テキストを広報刊行物に掲載する等、効果の活用を御検討願ひたい。作成の上は当事務所にも相当部致御送付願ひたり。

別添

外務大臣講演記録

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 霞が関 (580) 3311 番

郵便番号 100

琉球商工会議所  
沖繩青年会議所  
共催講演会

愛知外務大臣  
昭和四十二年六月廿三日

本日は沖繩に久しぶりにやって参りましたか、

これは沖繩の皆様に親しく挨拶、お礼、お報  
せ、その他いろいろのことを兼ねてお話しを申し上げる  
ためでございます。日中一番お忙しう、なか  
らうして多数の方々の御参集を得ることかでき、心  
からうれしく、また、皆様の御厚情に對して深く  
お礼申しあげさせていただきます。

皆様の心算にまいったことと思っておりますが、去る

十七日には世界にも例が無い、いわゆる空前の雨中

継により、同時に平定とワシントンで沖繩返還

協定の調印されました。日本政府は、これを

本国会内においてこの沖繩問題についてお話し

了

告を行ない、また、この中間報告に先立って  
 は琉球政府で立法院の方々その他、沖繩の代表  
 のかたにも中間報告を致してあります。更に  
 調印の直前には、政府の代表として竹内政務次  
 官を沖繩に派遣し、お話し申しあげました。  
 こうして順序は踏んで参りましたが、協定が調  
 印された現在、さきへく早い機会に責任者から  
 直接お説明申しあげようか政府の義務である  
 事之、<sup>（要見）</sup>佐藤総理の切き<sup>（要見）</sup>願望もございません  
 私こそしつやう参らなうわけではございません。  
 以下時間の許すかぎり私からお説明してまい  
 りと思ひますので、暫くお静聴頂きたいと思  
 います。

大木一に政府として一番の眼目とし、かつ  
 最も苦心したのは、一昨年暮れの日米共同

声明六項から八項(目)までに譲り合はる

「核抜き」「本土並み」「七十二年返還」の三

本の柱正如何にしてしつかり協定の中にもり込

まかろありました。その結果はとうろあつたかと

申しますと、この眼目は協定より之に充分に

會けたというところが政府として確信をもつて申しあ

けまことかゝるものであります。

今少し詳しく申しあげます方は、「核抜き

ましについては協定が七条で規定されてお

ます。そして、その文言については、日本政

府の政策に背馳しないよう返還が実現さ

れると書かれてあります。しかもに、この文

言について取る一語のあたりには、「二人を

もつて回らぬよう言ひ方をやめて、はっきりと

核は持て帰りませと何故書かされたか」と

言って、これは「核なくし」と吹聴し、人々  
 の疑念心を起すせまふに言いまわす。居  
 るようにおいいますか、これは南區に申しまして  
 非常に残念なことだと思います。今朝  
 到着致しました時の空港より記者会見で申  
 しましたように、日本政府が「沖電は核ぬき  
 返して下さい」と言ひ、これに対して米國  
 政府が「そう致します」と確約してあります  
 して、協定オオ条を諸人に頂ければ何人も  
 この高に又疑念を抱く筈はないと思っております  
 あります。そして、おまけに、日本政府は  
 米國政府に對し向こう五カ年の間に三億二  
 〇〇万ドルを支払うことありますか、そのうち約  
 七〇〇万ドルは金銀は、米國も核の撤去の  
 ために十分な金が要することでしょうから、これに充

てるために同意したものであります。この  
 までの協定のうきで核の撤去を不決してしま  
 っておりまして、これ以上疑いは無い過  
 ぎの付ないかと思っております。 ~~思~~ 思  
 起せば調研式と同日の十七日のことありまし  
 ば、知つてに臨む準備とし始められたこと  
 へ、米側からいろいろな情報も流れて参りま  
 した。たゞは、皆核の新聞でも読み  
 ましたことと思っております。アメリカの最大新聞  
 の一つであるニューヨーク、タイムズが、「米  
 国政府は、念々沖説を核抜きで日本に返還す  
 ことになった。實際に返還する期日は未定  
 であります」といふ返還されるまでに核や、  
 米は、日本政府の欲せぬものか、<sup>特殊の</sup>一切を撤  
 去してかえらばならない。核については大

銃砲、核兵器等、国務省及び国防省が  
 相協して撤去の準備開始に付て大統領の決  
 裁を<sup>求め</sup>請ふことになつた。と報せられておりました。  
 私は確信をもつて核説明申し出ていますか、  
 相手国たるアメリカの新聞からもかような傍証  
 が出て来ているのであります。これ正しく信用  
 できると言ふのであります。どうか、更にまた  
 御所式に出席されたマイヤー駐日大使は、本  
 国からの訓令に基いて挨拶文を讀みあげ  
 ましたか、その中にも「沖籠を核抜きで返還  
 致します」と繰り返して言われていたのであります。  
 以上のような諸々の事から鑑み、また、私  
 としては赤松のものとに皆核に確信をもつて由  
 申してゐるのではありません。核抜きにいつい  
 はこれ以上懸念を覚悟するに必ず必要があるとい

GA-1

海軍省



はすいなど、この思ひのなる所です。

この一つの要点は「本土並み」である。

また、「本土並み」に近づけてもいろいろ

の難念の難惑が信ぜられてあります。

私は、これは二つの角度から説明申し上げ

たい。まず一つは、沖縄にはたゞの

基地があり、「基地の中の沖縄」と申しても

よい事では無いことは十分に承知致して

あります。同時に、現在米国の施政は

下にあり沖縄と致しましては、二つの基地は

いかにアメリカの本土並みというところまで

即ち、よしはカミナ基地からライトムへ向

けて発進して、ラオス、カンボジアに原爆を投

下したとしても、それが米国の戦略とすれば

日本が、いかに窮乏であるとしても、やめさせようとはして

ないのがあります。 しかし、 既に標準の力をもつ基地  
 の米軍に施設された 等しい、 基地の施設のた  
 おま、や風景こそ同じでもその性格を便は才  
 は全く違つてまゝのてあります。 ま、  
 協定が二条の規定によつて、日本安保条約及  
 びその他関連取り決め 等、 その 可変性もすく  
 適用されるからであります。もし米軍が日本  
 政府の希望しない、戦闘作戦行動、否、よこ  
 や希望しないものにあつてもかゝる行動を沖  
 縄とする場合は、日本政府の事前承諾を  
 得なければならぬ。従つて、米軍の自由  
 発進というわけ絶たして、なすのてあり  
 ます。核については、返還するに核は撤  
 去されるが、その後百一核の再持ち込  
 みを欲しなして、事前協議を日本政府が

G-1

米軍

○トト一言のあはれは、絶好に持て込めたい。

これの有るまゝ「第百協議制度」であり、これ

が本工に於いて二十年以上、特に一九六〇年改正

以後我々の幸福を守る安否体制を成しております。

本工ではこの第百協議にかかわるものはこれまで

唯一のものであり、沖縄においても持率をかき

取とはなしてあつたし、もしあるとしても日本、政府

かノ一という権利があるのですから、極心配度

く必要はないのであります。私に強押しは

いは、「本土並み」とはこのように提供され

甚だの性格、機能が全く異なつたこととして

あります、沖縄県民のみなさんに欲せ

ることが行われ、その結果とこの国からの

脅威を惹き起すことにはなつてない、

かように扱理解除はない。ところが、もう

新編

一つ大まか問題からいいます。私か只今  
 申しあげたことについては、さきほど解った。  
 しかし、甚地々数や密度はどうか。どうし  
 ても本土並みにはなからう。とつう批判の  
 ぶついています。そして、私もこれはまさしくその通り  
 だと思っています。何しろ長い間のことですし、  
 これを本土並みに切り換之、数々の之も本土  
 並みに縮小するためには、またまた私達は禮  
 張らなければならぬのであります。先程屋  
 良之席にお目にかつた時にもこの話しを致しま  
 したか、主席はこの点をよくご理解していなか  
 った。日本政府から提供されるところが八十八  
 カ所、いわゆる施設区域が永久に租界のよう  
 になるとは、そして米国の憲法の上にも自由  
 に米國が供うものと理解してはなれませんでした。

CA-1

10

これは大正護解であります。八十八ヶ所  
の基地はなるほど提供致しませんが、やはり  
工事並みしなくてはならず、これを少しも縮小して  
ゆくよう日米同盟委員会と申すところの協定  
するつもりになります。もし皆様のこれとこれが  
もう必要ないといふかと思われれば、その旨  
私どもに言つて頂きたい。そうすれば、それを受  
けて将来整理縮小の方向に持つて行くことに  
なります。本工の例を申しますと、十年前、  
二十年以前は二〇〇〇から三〇〇〇もある基地が現在  
では百十六ヶ所に減少しているのです。「本工  
並みしにやることによつて、本工と沖繩の間に  
ある二十六年間のキャップを埋めて行かぬはず  
まい。」「~~整理~~、かたうにして基地が漸次縮  
小するのではないか」といふことは、大正進歩等は

GA-1

ないかと思えます。交渉の際非常に苦力  
 したとあります。那覇の空港にして与儀  
 の野田タンクにしろ、また、石川<sup>命</sup>千も其後  
 帰る前には帰って来ることに言いました。或い  
 は牧港住毛正城については、基地リストBの註  
 に書いてある通り、日本側が将来代替  
 正城を建設することかたはれば未創はあつた  
 引としようといつておられる。先に述べた  
 三十数カ所以外については、皆林にとり期待外  
 れであつたと思えます。車道<sup>合</sup>に申し込ん  
 だいて<sup>かりました。</sup>しかし、こゝして復帰に  
 三十四カ所、それから八十八カ所のうち、どうも  
 此れは<sup>これShochoか</sup>帰って来ようになりまうといふことか  
 出たこととは、私として人より言ひたい。ま  
 して、将来移ります其地也、租界のようであつた

り未開の憲法による支配され占領地では絶対  
ないのではありません。 全部が一度日本の<sup>憲法</sup>もと  
帰るまで、もし改めた合同委員会の議を経  
て、こちらが貸し方であるならば、<sup>此</sup>此か  
う基地のもとは自由発進もしてよくならない

以上のようわけです。 「核抜き」 「本土並み」  
という一歩を要する点については、私に説明が先  
分につくと思います。 或いはお若干期限  
外れのところかおっしゃるが、これは今後核期待

に副いようかしらうかと思ひます。 此からは  
完全に林等に、否それ以上<sup>の立場</sup>皆株の任意図と  
いうものが果樹の反映し、その結果が築まれば

小るようになり、このことを核承知頂きたいです。  
さて、次に、この設置するにについては、日本  
政府といふことは、核承知院、これは与

政府といふことは、核承知院、これは与

野党一致した好意見下すといふが、これと同  
 じやうに明年四月一日を希望致してあり、未則  
 にも充分信じてあります。協定は両政府間  
 の調而されましたが、兩國の憲法に依つて国民  
 代表の承認を得なければならぬ。そこで批准  
 書の交換されてから二ヵ月後に効力が発生する  
 現在、段階では国会の手続をも踏まれていませ  
 んので、これを待たずに行政府の勝手に何月何日  
 に返還才子と合意するわけにも参りませんから、合  
 意は出来て出来てありません。未則政府として  
 上院に對する思惑や氣の毒もありませんから、強解  
 しやうね内情を言ふと思ひます。しかし、日本側か  
 らは四月一日を希望として控察してありますので、概  
 了承頂きたい。返還はしうせん服の二問はまで  
 来ていることに同意は出来ません。最近の日本



国保等からみて、未だ上院の審議がスラスラに  
予定通り行くかどうか一棘の不安を皆様同様  
抱かまへてもありませんか、既に予備中絶まで  
やって調印し、世界中に傳へまねく旨伝し、  
そして日米親善をこころいふにふさわしいことは大に  
喜ぶことであつて、上院の諸君も全員賛成してく小子  
の心と信じております。どうか皆様も大に期待  
を持ってお待ち頂きたい。

さて、この次に細かいことと認縮を承つた  
如きこと申しあげたいことは、今度のこの協定に  
ついては誠に有難いことであつた、秘密の文書と  
か口頭約束は何も無いことでもあります。長  
期間をかけた交渉致しましたか、大抵一枚も

15  
此の文書はありませぬ。堂々と非難の上院の  
もと、内国民の皆様に御見せすことであつて、そして

採承認を得るれ子と思ひます。或は時期に

は、日米の間にほどうも密約があるのではないか。

例之は秘密兵器を保存込むとか、或いは少く

とも通過するにどうもさういふ事はないかといふ、ま

ことしやか子流説かといひました。中にはこれを信

用したかたも相当居らっしゃるようです。しかし、

か下子ことは絶対にないといひません。文書の保存

箇所については、どうして二つにわく、<sup>た</sup>のちと思ひ

ところもいふすか、一枚でも半枚でも秘密の

ものがあるに比へるとは、敢てこの言

を宣伝させて頂きたいです。

元程、私は、日本政府が三億二〇〇〇万ドル

を支払うというのを申しました。この三億二〇〇〇万

ドルは高いか安いかわ、また、水道や電気などの

三億三千万ドルが違ひて行く<sup>管</sup>に<sup>金</sup>を払うのは

三億三千万ドルが違ひて行く<sup>管</sup>に<sup>金</sup>を払うのは

三億三千万ドルが違ひて行く<sup>管</sup>に<sup>金</sup>を払うのは

けしからんことであるが、また、その他にいくつか

支払いはともかく、お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

の、一つは、お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

三億二千万円は、お金の不足が、お金の不足が

一億ドルを、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

お金の不足が、お金の不足が、お金の不足が

1-1-10

約主結人の吉田内閣かけし其人の心。これを受けつ  
 いふ佐藤内閣も ~~佐藤内閣~~ そのまゝにしこかく  
 かり二人をサマになつたのだ。本軍を多分下返す  
 べきだ。否ノシをつけ下返すべきだ。「否」と因  
 会々委員会に始終つてしあゆを喰ひされていす  
 ぬ、私はこれに付して常に冷静に答へて参りまし  
 た。「安保条約ヤ ~~其の目的は~~ 平和条約にいつい  
 ては整頓、取替いろいろふまひましよう。しかし、これ  
 は別な次元と申しますから別な力テフリーの問題で  
 はなしてしようが。し 水道や電力とどう汁純の  
 水取の取替に参りまへに付し、これをどう評価  
 し及取替うことは、大國日本として其の奇知の努  
 めであると思ふべきです。しんぞとの中の七〇〇万ト  
 ンは、米國 <sup>に比べて</sup> 設置してはつても良いかも知れず、  
 しかし日本いごつては飲していへば撤去するかも知  
 り

ところで、これに付し不金を支払うの如何に思ひ  
 のしうか。 不金は支払つても、其々の欲し難き  
 核を採つて帰つてもらうことと直し、のりしよう、皆  
 せん。 とうとう皆株の押理解を頂まら  
 と思ひますのは、この三億二〇〇〇万円の  
 七五〇万円の特別の不金を含ませたい  
 ことです。 これは基地労務者のための不金で  
 ございます。 この基地労務者のみなさまは、  
 かなり前から、復帰前に同接雇制に切り替  
 へようといひ強い依頼に接してあります。  
 同接雇制は復帰時、時点からでございますが、  
 私どもは、これから労務者の皆さんが労務者として  
 契約した時に、通つて本工の退職金規程と通  
 致したいと思つております。 このために七五〇万  
 円にふかすわけでありまして、協会のほうでは日本

政府が支払うことには存じますが、受益者は出銀の  
 基地労働者の方であります。日本政府としては  
 先程申し出て参りましたように基地は漸次  
 縮小する義務があります。基地を縮小すれば必  
 然的に基地労働者の雇用の問題に關わって  
 参りますので、かように退職金制度を本土並み  
 に引渡すわけを考へております。この点に  
 つきましては余り報道されてはいたしませんので  
 一、一般に協理解任については休むべきと思ひ  
 ます。我々としてはかように精一杯の努力  
 を致しおすこととすべく協理を解任したい。  
 協理自体のことについてはおまを申しあげて  
 ことも多くおこないますか、時間の都合で割愛致  
 します。

私はこの場で誠意をこめて詳しく説明中

しあつて冬ついでにありませぬ、率直に言つて、

協定の問題はとうも以前から安保問題と云う

まされていざいばさいかという気が致します。復帰

には内心賛成なっておりますし、これは赤旗に

固まらぬ、~~「~~「~~」~~、~~「~~「~~」~~、ホーム愛知とやら

ますと私がかかりせよを得ない。核抜きで

あり、防衛費もさく、徴兵制もさく、海外派兵

もない、しかも世界にも軍力削減、平和と繁栄

を誇つていざこの日本へ現状をもたらして有力を

原因は、安保条約をいし安保体制にあつて確信

致します。私ともか言つて「本々並み」とは、

かとうを林彪の中し沖繩のかたかた入つて来りこ

と言つておいています。従つて「安保粉砕、

「安保廃棄」といふ主張は、とうしては納得して

ない、であります。安保体制といふものは強

GA-1

のおっしゃるが、ま本 後帰王<sup>有る</sup>私<sup>こと</sup>て頂下<sup>り</sup>下い。  
 後帰かた<sup>一歩</sup>まか<sup>あり</sup>た<sup>り</sup>は、それ以上進めること  
 は下<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>し<sup>て</sup>ありま<sup>せ</sup>んか。 只今は還<sup>り</sup>す<sup>べ</sup>し  
 期間中でお<sup>い</sup>ま<sup>す</sup>か、これ以上申しま<sup>せ</sup>んか、  
 私か<sup>い</sup>い<sup>な</sup>い、<sup>て</sup>あ<sup>ら</sup>う<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>を<sup>と</sup>う<sup>か</sup>極<sup>限</sup>推<sup>察</sup>頂<sup>下</sup>ま<sup>い</sup>。  
 ない。 後帰と安保とは別<sup>に</sup>考<sup>え</sup>て、ま本 後帰  
 してか<sup>ら</sup>、 安保<sup>に</sup>対<sup>し</sup>ては<sup>本</sup>土<sup>と</sup>組<sup>ん</sup>で<sup>安</sup>保<sup>の</sup>存<sup>在</sup>  
 と<sup>い</sup>う<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>議<sup>論</sup>し<sup>て</sup>頂<sup>下</sup>ま<sup>い</sup>。 皆<sup>が</sup>極<sup>限</sup>と<sup>い</sup>う<sup>か</sup>後<sup>帰</sup>  
 に<sup>整</sup>成<sup>と</sup>い<sup>う</sup>声<sup>を</sup>出<sup>し</sup>て、半<sup>国</sup>上<sup>院</sup>の<sup>批</sup>准<sup>と</sup>い<sup>う</sup>  
 ハ<sup>ー</sup>ド<sup>に</sup>を<sup>高</sup>く<sup>元</sup>氣<sup>よく</sup>懸<sup>を</sup>う<sup>て</sup>は<sup>あ</sup>り<sup>ま</sup>せ<sup>ん</sup>か。  
 以上<sup>の</sup>こ<sup>と</sup>を<sup>決</sup>ま<sup>す</sup>て<sup>お</sup>い<sup>ま</sup>す<sup>か</sup>、 核<sup>心</sup>ま<sup>し</sup>「本<sup>土</sup>  
 並<sup>み</sup>」<sup>は</sup>全<sup>く</sup>心<sup>配</sup>お<sup>い</sup>ま<sup>せ</sup>ん。 今<sup>後</sup>日<sup>は</sup>沖<sup>繩</sup>  
 果<sup>正</sup>、内<sup>政</sup>的<sup>に</sup>本<sup>土</sup>並<sup>み</sup>、否<sup>本</sup>土<sup>並</sup>み<sup>以</sup>上<sup>に</sup>  
 下<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>皆<sup>ん</sup>を<sup>か</sup>と<sup>合</sup>め<sup>て</sup>こ<sup>の</sup>サ<sup>ン</sup>サ<sup>ス</sup>を<sup>作</sup>り<sup>お</sup>  
 け<sup>る</sup>力<sup>を</sup>行<sup>な</sup>す<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>思<sup>い</sup>ま<sup>す</sup>。



私といふ返還交渉で最も苦しいものに

「韓本権」の問題かと思ひます。 「韓本権

と云ふ言ひ方が法律的に正しくなく、私は存し

る人も、河内、皆様に伺ひました。韓本権と云ふは

正しくありません。帝國陸海軍の大陣地の構築

が行なわれた廿六年二月から始まつて、本年の直駐

に伴つて勝手気儘に土地収用その他非常な被難

の問題を合人として居てあります。しかも、

従来、米國及び日本（附録）の法律で規定された手続を

しつこくは、河内の警察のいふやうに韓本権をとり

あつたやうな、また、とりあへずに行はれます。

よつて、韓本権にあらざるものと見ます。返還

交渉の過程では、私といふ米國に對しては「韓

本権」の問題は河内警察の一人一人の「恨み

と「憎しみ」としての事と強固なものでないが、

結局完全には解決を見せようとしてあります。

故に、私は、協定を閣議決定致しませんでした。

中野が發言の機会を得て、<sup>「</sup>新本橋の<sup>」</sup>問題は

今後、<sup>「</sup>此<sup>」</sup>の發展のためには、絶然に解決すべき

日本政府の問題であるとして、全閣僚の協力と

特に本橋であるとしてあります。立法陸軍その他

閣僚、諸団体におかれ、この問題は、積極

的にとりかかて頂きたいと思ひます。また、私も

全面的な協力を極しむるつもりであります。

（後、討論案要綱）は、昨年十一月二十日に第一次

本年三月二十三日に第二次の閣議決定され、第三次

要綱も速やかに決定され、これは二回とすべしとあります。

この要綱は、おられ、各種措置を實現するにあ

いは、立法措置が必要であります。この点に

ついては、中野が本橋と並列して、これは、特別

扱いておきて下さるゝのです。 語しはちよつと権道

にまかすか、 昨日官房長官に沖紙討問の検

押を電報したわけですか、 その際官房長官には

「おやなみぱり全候に留まなればにちよつと

しん発言かあります。 どうも口の不器用な人に

は困ります。 愛知さん、 おやなみ沖紙に行か

ねたら口が不器用でしくりなつた」と謝ま

つて下さい。 依藤総監にしろ山中長官にしろ骨

身を削つて頑張つておられるのです、 愛知さん

かゝ依藤 内閣 の真意をまぐ伝えて下さい」と

申してあります。 こゝろを信言をきくとし

合くその通りであります。 口が滑つたか不器

用なつたか知りませんが、 心からお詫言を申し

あげます。 口はは、たいことを申しますか、 権道

春は私にあり山中長官にお詫言を。 えして、

読書していろいろ組閣以来沖銀問題に没頭して  
 いる佐藤総理でございます。この総理の心算  
 を貴方の理解してやって頂きたい。かような思  
 っでございます。

くだいようでございますが、私は敢えて申しあげたい  
 もはや 不毛の議論は止めて、二面向きには美並の女子  
 建設的を沖銀の建設に智恵を絞って行きたい  
 ありませんか。本土政府も、こゝまでいって述べた懸念  
 のような問題に初り起ると争ひます。どうか一  
 とまごて進んでほりませんか。

長い間、快静聴有難うございます。こゝで  
 私と貴方の一端を果して下さる気が致しませ  
 有難うございます。

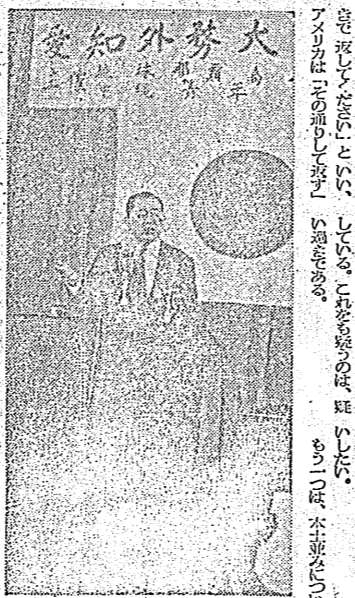
GA-1

# 愛知外相の講演要旨

本日の愛知外相の講演は、日米交渉の中心問題である「領土」の交渉が中心となり、領土交渉の重要性を述べ、日米交渉の進展を希望する旨を述べた。領土交渉は、日米交渉の中心であり、領土交渉の進展は、日米交渉の進展を意味する。領土交渉は、日米交渉の中心であり、領土交渉の進展は、日米交渉の進展を意味する。

## 基地の「性格」は本土並み

### 「核」は信用の問題



講演する愛知外相 (四日ビルホール)

愛知外相の講演は、日米交渉の中心問題である「領土」の交渉が中心となり、領土交渉の重要性を述べ、日米交渉の進展を希望する旨を述べた。領土交渉は、日米交渉の中心であり、領土交渉の進展は、日米交渉の進展を意味する。領土交渉は、日米交渉の中心であり、領土交渉の進展は、日米交渉の進展を意味する。

基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。

愛知外相の講演は、日米交渉の中心問題である「領土」の交渉が中心となり、領土交渉の重要性を述べ、日米交渉の進展を希望する旨を述べた。領土交渉は、日米交渉の中心であり、領土交渉の進展は、日米交渉の進展を意味する。領土交渉は、日米交渉の中心であり、領土交渉の進展は、日米交渉の進展を意味する。

基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。基地の「性格」は本土並み。核は信用の問題。